

## 横浜市福祉のまちづくり条例の全部改正について

### 1 趣旨

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」第14条第3項の規定に基づき、特別特定建築物に追加する特定建築物等を定める等のため、「横浜市福祉のまちづくり条例（以下「福まち条例」という。）」の全部を改正します。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 建築物バリアフリー条例との一本化

市民、事業者等にとって分かりやすい条例とするため、現在、バリアフリー法に基づく委任条例として「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」を廃止し、福まち条例に一本化します。

#### (2) 福まち条例の理念の明確化【前文】

福まち条例は、障害理解や思いやりの気持ちの醸成などのソフトの取組と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としています。

この福まち条例の理念を市民に分かりやすい言葉で条例の前文に明文化し、横浜市として取り組むべき姿勢を明確化します。

#### (3) 市民参画の確保【改正福まち条例第18条】

福祉のまちづくりに関する施策を進める際には、広く市民、事業者等から意見を求めることを規定します。

これまでも基本的施策を進める際には、市民意見募集や障害者団体にヒアリングを行うなど、広く意見を聴取して施策に反映してきましたが、条例に規定することで、これまで以上に市民、事業者等とともに福祉のまちづくりを推進していきます。

#### (4) 2,000㎡以上の共同住宅を委任規定※1の対象に追加【改正福まち条例第19条】

現在、床面積の合計が1,000㎡以上の共同住宅に対して自主規定※2のみが適用されていますが、新たに2,000㎡以上の共同住宅を委任規定の対象として条例に追加し、バリアフリー化の図られた住宅の整備を進めます。

委任規定の対象に追加することにより、バリアフリーに関する整備基準が建築確認で審査され、これに適合しないと工事に着手できません。適合していない場合は、バリアフリー法に基づく命令・罰則の規定の適用の対象となります。

※1 委任規定…バリアフリー法施行令で規定された①対象用途②対象規模③整備基準を、バリアフリー法に基づき条例で強化する規定。建築する際、この基準に適合していないと建築基準法の規定により建築工事に着手することができない。

※2 自主規定…より使いやすい理想的な整備の実現を目指すために市独自に定めている基準。

### 3 条例施行予定日

平成26年1月施行を予定（規則で定める日から施行）

### 4 今後のスケジュール（予定）

年月	内容
平成24年12月	市会第4回定例会へ条例改正案を上程、議決後公布
平成25年1月	条例施行規則素案（建築物の整備基準案）の意見募集
6月	条例施行規則を公布
平成26年1月	条例及び条例施行規則を施行

#### <改正福まち条例（案）の構成>

横浜市独自の自主規定とバリアフリー法の委任を受ける委任規定で構成します。

##### 改正福まち条例（案）目次

前文

第1章 総則

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

第3章 基本的施策

第4章 施設の整備

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

第1款 建築物移動等円滑化基準

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備

第4節 車両等及び住宅の整備

第5章 雑則

横浜市として取り組むべき姿勢を、前文に明記します。

福祉のまちづくりに関する施策を進める際には、市民、事業者等から意見を求める規定を追加します。

バリアフリー法の規定に基づいて、委任規定の対象を広げています。今回の改正で2,000㎡以上の共同住宅を委任規定の対象に追加します。  
《建築物バリアフリー条例から移行》

バリアフリー法の規定に基づいて、整備基準を上乗せしています。具体的な構造・配置の基準は規則で定めま  
す。  
《建築物バリアフリー条例から移行》

許可の手数料を規定しています。  
《建築物バリアフリー条例から移行》

## 条例施行規則素案（建築物の整備基準案）の概要について

平成 25 年 1 月に実施予定の条例施行規則素案（建築物の整備基準案）の市民意見募集については、主に次の内容について意見を募集し、条例施行規則案へ反映します。

### 1 新たに自主規定（※1）に位置付ける基準

当事者からの要望が多かった車いす利用者用便房内の設備等を新たに自主規定の基準として位置付けます。

<追加する基準の例>

- ・車いす利用者用便房内の手すりの構造
- ・男性用小便器の前にスペースを設ける
- ・出入口の戸の前後に 30 cm以上の袖壁を設ける
- ・点状ブロックの色は原則黄色とする

### 2 新たに委任規定（※2）に位置付ける基準

自主規定として定めていた基準のうち、最低限遵守しなければならないものを委任規定の基準として位置付けます。

<追加する基準の例>

- ・手すりの高さ等の構造
- ・エレベーターの音声装置等の設置（新築に限る）
- ・車いす利用者用駐車施設の設置数

### 3 自主規定・委任規定ともに、新たに位置付ける基準

ベビーチェア、ベビーベッド、授乳室等の子育て世代に対応した設備を、施設の用途や規模に応じて、新たに自主規定及び委任規定の基準として位置付けます。

### 4 共同住宅の整備基準

#### （1）自主規定（1,000 m<sup>2</sup>以上の共同住宅が対象）

エレベーターの基準を見直すほか、共用の便所や駐車場に対して整備基準への適合を求めます。

#### （2）委任規定（2,000 m<sup>2</sup>以上の共同住宅が対象）

原則としてバリアフリー法施行令で規定されている基準とします。ただし、階段の両側に手すりを設置する規定やエレベーター内の音声案内設備等の規定を適用します。

※1 自主規定…より使いやすい理想的な整備の実現を目指すために市独自に定めている基準。

※2 委任規定…バリアフリー法施行令で規定された①対象用途②対象規模③整備基準を、バリアフリー法に基づき条例で強化する規定。建築する際、この基準に適合していないと建築基準法の規定により建築工事に着手することができない。